する届出書の記載事項）並びに第二十八条の四第一号（適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項）に規定する名称及び納税地並びに氏名は、当該連結親法人及び当該各連結法人の名称及び納税地（連結子法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名とする。

2　前項の場合には、同項の書類又は同項の届出に係る書類に記載すべき事項に係る第二十条の二第三号に規定する事業、第二十四条の九第二号及び第二十四条の十二第四号に規定する特別勘定の金額又は第二十五条の五第二号及び第二十五条の七第二号に規定する区分は、同項に規定する各連結法人の営む事業、当該各連結法人の有する特別勘定の金額又は当該各連結法人の区分とする。

第三十七条第三項第二号中「連結法人の」を削り、「代替資産を取得した場合」を「代替資産を取得した場合等」に、「第二十二条の六十九第八項第七号及び第十項第七号」を「第二十二条の六十九第六項第七号及び第八項第七号」に、「交換等の場合」を「交換等の場合等」に改める。

第三十七条の二中「第二十四条各号」の下に「（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）」を加える。

第三十七条の九第二項中「別表六十二、別表六十三、別表六十五、別表六十六、別表六十九、別表六二十、別表六二十二、別表六二十三、別表六二十七から別表六の二十三まで」を「別表六十三、別表六十四、別表六十六、別表六十七、別表六二十、別表六二十一、別表六二十三、別表六二十四、別表六三十から別表六の二十六まで」に、「別表七の二付表二」を「別表七の二付表四」に、「別表十㈢付表二まで、別表十㈦」を「別表十㈤付表二まで、別表十㈨」に改める。

第三十七条の十第一号中「社員資本等変動計算書」の下に「（これらの書類に過年度事項（当該期間の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）」を加える。

第三十七条の十一第二項中「別表六十二、別表六十三、別表六十五、別表六十六、別表六十九、別表六二十、別表六二十二、別表六二十三、別表六二十七から別表六の二十三まで」を「別表六十三、別表六十四、別表六十六、別表六十七、別表六二十、別表六二十一、別表六二十三、別表六二十四、別表六三十から別表六の二十六まで」に、「別表七の二付表三」を「別表七の二付表四」に、「別表十㈢付表二まで、別表十㈦」を「別表十㈤付表二まで、別表十㈨」に、「令第百五十五条の六（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）において準用する」を「法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額を計算する場合の」に改め、「（繰延資産の償却に関する明細書）」の下に「の規定」を加え、「第三十九条の六十第十項」を「第三十九条の六十第七項」に改める。

第三十七条の十二第二号中「当該連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容につき他の号に掲げる書類にその」を「これらの書類又は前号に掲げる書類に次に掲げる事項の」に、「内容を記載した」を「記載をした」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ　過年度事項（当該連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

第三十七条の十七第二号中「当該連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容につき他の号に掲げる書類にその」を「これらの書類又は前号に掲げる書類に次に掲げる事項の」に、「内容を記載した」を「記載をした」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ　過年度事項（当該連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

第五十四条中「すべて」を「全て」に、「別表二十一」を「別表二十」に改める。

第五十七条中「別表二十二」を「別表二十一」に改める。

第五十九条第四項中「別表二十一」を「別表二十」に改める。

第六十一条第一項中「それぞれ」を削り、同条第二項第一号中「損益計算書」の下に「（これらの書類に過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表又は損益計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）」を加える。

第六十二条の表第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）の項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十六条第一項中「明りよう」を「明瞭」に改め、同条第二項中「別表二十三」を「別表二十二」に改める。

第六十七条第三項中「別表二十一」を「別表二十」に、「別表二十三」を「別表二十二」に改める。

第六十八条中「別表二十㈣」を「別表十九」に改める。

附則第五条第四項中「一・三パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

別表一㈠の表中

「

所得金額又は欠損金額
（別表四「44の①」）

」を

「

所得金額又は欠損金額
（別表四「46の①」）

」に、

「

法人税額の特別控除額
（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十五)「32」＋別表六(十八)「24」＋別表六(十九)「22」＋別表六(二十一)「21」＋別表六(二十五)「24」＋別表六(二十六)「12」）

」を

「

リース特別控除取戻税額
（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(二十七)「31」）

」に、

「

法人税額の特別控除取戻税額
（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「22」＋別表六(十四)「32」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「22」＋別表六(二十一)「21」）

」を

「

リース特別控除取戻税額
（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(二十六)「30」＋別表六(三十)「31」）

」に、

「

課保留金
同上